

# 岡山県森林審議会運営規程

昭和48年11月28日制定  
昭和50年 1月10日一部改正  
昭和52年 4月19日一部改正  
平成 9年 4月15日一部改正

(趣旨)

第1条 森林法（昭和26年法律第 249号）第70条に基づく岡山県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関しては、森林法の規定によるほか必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の所掌事務)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置き、その所掌事務は同表に掲げるとおりとする。

部 会 名	所 掌 事 務
森林保全部会	1 森林法第10条の2に係る林地の開発行為の審査に関すること。 2 森林法第26条に係る保安林の転用解除の審査に関すること。 3 森林病虫害等防除法第7条の3、7条の5、7条の6、7条の9に係る防除実施基準等の策定及び変更に関すること。 4 その他森林の保全に関すること。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は部会長が必要に応じ招集し、会議の運営は、第2条の規定を準用する。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とする。

3 会長は前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告する。

(専門調査員)

第5条 会長は専門の事項を調査させるため、審議会に専門調査員を置くことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長（部会の運営に関しては部会長）が会議にはかって定める。